

聖籠町と新潟財務事務所との地域活性化に関する連携協定

聖籠町（以下「甲」という。）及び新潟財務事務所（以下「乙」という。）は、地域の活性化及び住民生活の向上に向けて幅広い分野において協働の取組を実施するため、以下のとおり、連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、地域経済の持続的な発展に向けて相互に連携することにより、地域活性化、地方創生及び地域価値の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携し、協力するものとする。

- （1）地域活性化の推進に関する事項
- （2）金融、財政投融资及び国有財産等に関する事項
- （3）住民サービスの向上に関する事項
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

（協議の実施）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲乙協議の上、別途定める具体的な実施事項及び実施方法に従い、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、甲又は乙のいずれからも期間満了1か月前までに解約の申し出がない場合、有効期間は、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（変更）

第5条 甲及び乙は、相手方から本協定の内容の変更に係る提案を受けた場合、その都度、変更の可否や内容について協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定による取組の実施に当たり知ることとなった相手

方に関する秘密について、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に漏らさないものとする。

（疑義の決定）

第7条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項が生じた場合又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合には、その都度協議の上、解決を図るものとする。

甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年1月28日

甲：聖籠町長

西脇道夫

乙：関東財務局新潟財務事務所長

山岸 徹